

平成24年7月31日

泉佐野市教育委員会様

泉佐野市情報公開審査会
会長 松田 聡子

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月20日付け泉佐学学第1562号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

泉佐野市教育委員会が平成23年9月15日付け泉佐学学第1136-1号により行った部分公開の決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成23年9月1日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、泉佐野市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「泉佐野市教育委員会指導主事■■■■■に係わる平成23年3月4日、13時出発17時帰庁の■■■■■弁護士事務所における要務「相談」の相談メモ、要務完了報告書及び成果まとめ等記した文書」の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求のうち「相談メモ及び要務完了報告書」について、「弁護士相談依頼票」及び「弁護士相談結果票」を本件対象文書として特定し、記載された事項のうち、相談内容欄及び弁護士相談依頼票の添付資料について、「相談内容欄には弁護士との打合せ内容が記載され、それらは訴訟等に発展するおそれのある紛争に関する情報であり、情報公開条例第6条第7号イに該当するため」との理由により非公開とする部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った（平成23年9月15日付け泉佐学学第1136-1号）。

なお、本件請求のうち「成果まとめ等記した文書」については、同日付け泉佐学学第1136-2号により情報不存在決定処分を行っている。

(3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成23年10月21日、行政不服

審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、平成23年11月17日これを受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

条例第6条第7号イに規定する「争訟に係る事務」とは、現に訴訟が提起されている場合にのみ該当するものであり、訴訟が提起される可能性があるという段階では、当該規定には該当しない。

以上のことから、本件処分には理由がなく、本件処分は違法、不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

顧問弁護士に法律相談を行うに当たり、「弁護士相談依頼票」は、担当課及び相談内容を事前に顧問弁護士に連絡するための文書であり、「弁護士相談報告票」は、相談終了後に相談日、担当課及び相談内容を総務課に報告するための文書である。

本件対象文書のうち、相談内容欄には、訴訟に発展する可能性がある事案に関する情報が記載されており、また、弁護士相談依頼票の添付資料には、当該事案についての経緯を記載した文書等が含まれているため、これらが公開されれば争訟の当事者としての地位を不当に害することになるものであり、条例第6条第7号イに該当する。

以上のことから、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、教育委員会指導主事が平成23年3月4日に顧問弁護士に相談した際の「弁護士相談依頼票」及び「弁護士相談報告票」である。実施機関は、本件対象文書について、条例第6条第7号イに該当するとして部分公開決定処分を行っていることから、本件対象文書の非公開部分が条例第6条第7号イに該当するかどうかについて検討する。

(2) 条例第6条第7号イに規定する「争訟に係る事務」について

ア 条例第6条第7号は、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であ

って、公開することにより、次に掲げる支障があると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるもの」については、情報の公開をしないことができるとし、同号イで「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの」と規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を検分したところ、本件対象文書には、相談事案に関する概要や経過、実施機関としての判断や意見が記載された文書や関連する資料が含まれており、その記載内容や、異議申立人及び実施機関からの意見陳述の聴取内容から、本件対象文書のうち非公開部分が訴訟等に発展するおそれのある紛争に係る情報であることが認められる。

また、本件対象文書の中には市の処理方針や弁護士との打合せ内容等が含まれているため、本件対象文書を公開すれば、結果的に泉佐野市の訴訟遂行に著しい支障が生じ、訴訟当事者としての地位を不当に害する可能性を否定できない。

異議申立人は、条例第6条第7号イの規定は現に訴訟が提起されている場合に限定される旨主張するが、そのように限定して解釈すべき合理的な理由はない。

本件処分後、本件対象文書に関連する事案について訴訟が提起され、泉佐野市が補助参加を認められたことにより、結果として泉佐野市の行う争訟事務に関する情報となった経過に照らしても、本件処分時に実施機関が訴訟に発展するおそれのある紛争に関する情報と判断して非公開決定をしたことには十分な合理性がある。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成23年12月20日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 1月30日	実施機関から弁明書を受理
平成24年 2月 7日	異議申立人から意見書（反論書）を受理
平成24年 3月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 （第4回情報公開審査会）
平成24年 5月 7日	実施機関から意見を聴取 審議 （第5回情報公開審査会）